

## 特定事業所集中減算に係る取扱いについて

平成28年4月から、利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行したことに伴い、地域密着型通所介護が居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の判定対象サービスに追加されました。

平成28年4月以降は、通所介護と地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数を明確に区別して管理してください。

### ◎東大阪市における取扱いについて

平成28年4月1日からは、通所介護と地域密着型通所介護のそれぞれのサービスについて紹介率最高法人の割合を計算することを原則とします。

ただし、通所介護と地域密着型通所介護のそれぞれのサービスについて計算すると、紹介率最高法人の割合が80%を超え、正当な理由にも該当しない場合であっても、同一のサービスとみなして計算すると、紹介率最高法人の割合が80%を超えない又は正当な理由に該当するときに限り、同一のサービスとみなして計算して差し支えないものとします。

### ◎参考事例とチェックシートの記載方法等

①それぞれについて計算すると割合が80%を超えるが、超えることについて正当な理由がある場合。

(各事例の件数は、判定期間中に位置付けられたサービスの平均とする。)

・通所介護20件	紹介率最高法人15件(A法人)	割合75%
・地域通介10件	紹介率最高法人9件(B法人)	割合 <u>90%</u>

↓

地域密着型通所介護の割合が80%を超えているが、このサービスを位置付けた件数が平均10件以下のため、チェックシートの正当な理由「3」に該当すると記載して提出期限までに東大阪に提出する。

(留意点)

通所介護等の紹介率最高法人の割合が80%を超えても、正当な理由「1」から「3」に該当する場合や、正当な理由「4」、「5」に該当する件数を差し引いて計算すると、その割合が80%を超えなくなる場合は、それぞれについて計算し、そのことを記載したチェックシートを期日までに東大阪に提出してください。

②それぞれについて計算すると80%を超える正当な理由はないが、同一のサービスとみなして計算すると割合が80%を超えない場合(重複利用は無いものとする。)

・通所介護20件	紹介率最高法人17件(A法人)	割合 <u>85%</u>
・地域通介10件	紹介率最高法人7件(A法人)	割合70%

↓

80%を超えているサービスに正当な理由がない場合、同一のサービスとして取扱って計算してみる。



・通所介護と地域通介30件 紹介率最高法人24件（A法人）割合80%



同一のサービスとして取扱った場合は、必ずチェックシートの通所介護の欄に同一のサービスとして取扱って計算した結果を記入し、地域密着型通所介護の欄には「通所介護と合計」と朱書きして事業所で2年間保管すること。ただし、正当な理由「4」、「5」に該当する件数を差し引くことで80%を超えなくなる場合は、期限までに提出すること。

（留意点）

通所介護と地域密着型通所介護を同一のサービスとして計算しても、割合が80%を超える場合や、正当な理由「4」、「5」に該当する件数を差引いて計算しても80%を超える場合は、同一のサービスとして取扱うことをせず個別に割合を計算し、「正当な理由なし」として提出期限までに提出してください。

なお、正当な理由「4」、「5」に該当する件数を差し引くことで80%を超えなくなる場合は、差し引く前の割合が80%を超えているため、東大阪市に提出期限までにチェックシートを提出しなければならないことに注意してください。

◎**チェックシートは新様式を使用してください。**

平成30年度の制度改正に伴い、様式を変更しております。平成30年度前期分以降のチェックシートを作成される際は新様式を使用してください。

◎**80%を超える場合は必ず提出してください。**

80%を超えるに至った正当な理由の有無の最終的な判断は東大阪市が行います。したがって、次のような場合も提出が必要となります。

（提出が必要な具体的な例）

- ① 計画件数が月平均15件であるが、訪問介護で80%を超えた。
- ② 訪問介護で80%を超えたが、正当な理由4又は5に該当する計画数を差し引いて計算すると79%になった。

※**チェックシートの③の計算結果が80%を超えたときは期限内の提出を！**

特定事業所集中減算に係る取扱いやQ&A等は、東大阪市福祉部指導監査室居宅事業者課のホームページ「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて」に掲載しておりますので、適宜掲載内容の確認をお願いします。